

日本で生まれたソフトテニスの世界に誇れる、格調高いスポーツとして普及振興するため、当連盟の総力を挙げ真剣に取り組む。そのため、「ソフトテニスの普及振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする」当連盟の目的をより明確にして「ソフトテニスの普及振興事業」「ソフトテニスの競技力向上事業」「ソフトテニスの国際振興事業」を3つの柱に位置づけ推進する。

特に、ソフトテニスを通じて環境保全と共に自己責任やフェアプレイの精神を身につけ、マナーを重んじる等の教育を推進し青少年の健全育成を図るとともに、暴力行為等の根絶を徹底する。

また、2020年東京オリンピック開催を踏まえ社会やスポーツ環境の変化に対応し、2020年に向けたソフトテニスのアピールと振興策を積極的に展開し、ソフトテニスの素晴らしさを広く知らしめ、ソフトテニス愛好者の増加を図ることとする。

2019年度は「ソフトテニス長期基本計画2017」の3年目となり、事業を着実に推進していくとともに、その進捗状況により新たな中期・長期計画を検討していく。

I. ソフトテニスの普及振興事業

1. ソフトテニス競技規則の制定

- (1) ソフトテニスの振興と競技性の向上等、より安全に楽しく競技できるよう必要に応じて検討を行い改訂し、ソフトテニスハンドブック(競技規則・審判規則・大会運営規則)やジュニア審判マニュアルに反映を図る。
- (2) 国際ソフトテニス連盟やアジアソフトテニス連盟と連携し、世界各国に設置されているテニスコートに合わせた施設基準への改訂を検討する。

2. 全日本ソフトテニス選手権大会等開催

- (1) 国内競技会を大会実施要項に基づき実施する。
(2019年度大会日程及び会場 別表16ページ)
 - ① 大会要項の改訂
全日本社会人選手権大会及び全日本選手権大会の参加条件を変更する。
 - ② 世界選手権大会日本代表予選会の実施
ダブルス種別にて実施する。
- (2) 新規全日本大会の検討
全日本混合ダブルス選手権大会(仮称)を実施する方向で検討する。
- (3) 大会の適正化検討と大会運営の改善
主催大会を主管し、実質的に運営している開催地の運営状況等を的確に把握し、主要事業である大会が円滑に運営されるようにする。
- (4) 大会運営マニュアルの改訂を検討する。
- (5) 組み合わせの事前公開
団体戦および一部個人戦での組み合わせ事前公開について、対象大会を増やして継続実施する。
- (6) ダブルスのペアのユニフォーム統一を検討する。
- (7) 試合経過の配信を継続実施する。
- (8) 日本リーグ活性化を検討する。

(9) 競技者育成プログラム Step-4 ジュニアジャパンカップ、都道府県対抗全日本中学生大会、全国小学生大会の今後のあり方について検討する。

3. 地域ソフトテニス大会支援

(1) 地域等における競技会開催に、次のとおり補助を継続して行う。

① 全日本大学選手権大会	1,000,000 円
② 全日本高校選手権大会	1,000,000 円
③ 全国中学校大会	1,000,000 円
④ 東日本選手権大会	500,000 円
⑤ 西日本選手権大会	500,000 円
⑥ 全日本学生インドア大会	500,000 円
⑦ 全日本学生王座決定戦	500,000 円
⑧ 全日本レディース大会（個人戦）	500,000 円
⑨ 全日本レディース決勝大会	500,000 円
⑩ ハイスクールジャパンカップ	300,000 円
⑪ 地区選手権大会	9 地区× 200,000 円
⑫ 地区高校選抜大会	9 地区× 100,000 円
⑬ 地区中学選手権大会	9 地区× 100,000 円
⑭ 全日本シニア東西対抗大会	400,000 円
⑮ 全日本学生同好会大会	200,000 円

4. 加盟団体が行うソフトテニスの競技力向上と普及振興支援

(1) 地域グループ育成のため、次の事業を実施する。

① 地域クラブ・ジュニアクラブ等の育成および運営支援

地域クラブ、ジュニアクラブ等の育成の充実を図ることを目的として、各支部に対し会員登録料から下記の率により助成する。

一般 20%、大学 20%、高校生 10%、高専 10%、中学生 20%、小学生 50%

注：支部とは、各都道府県連盟、日本学生連盟、高体連ソフトテニス専門部、中体連ソフトテニス競技部を指す。以下同じ。

② 小学生大会への補助(47 支部×@30,000 円)

③ 中学生大会への補助(47 支部×@30,000 円)

④ ソフトテニス週間の実施と補助(47 支部×@100,000 円)

ア. 10 月の体育の日(月)を中心とした週(金曜日から木曜日)をソフトテニス週間として定め、全国で一斉にソフトテニスの楽しみをアピールする。実施支部に対し 100,000 円を補助する。

イ. ソフトテニス週間の日本連盟主催によるイベントの開催を検討する。

⑤ ソフトテニス愛好者増加対策

ア. 中学校部活動引退後の練習場所を確保し、引退後もプレーできる環境を提供する、また、レディースを含めた社会人を対象として支部が実施する愛好者増

加対策事業を支援して推進する。実施支部に対し 150,000 円を助成する。

イ. 愛好者増加対策事業を実施している事例の情報提供を行い、事業効果の促進を図る。

⑥総合型地域スポーツクラブの研究

ア. 総合型地域スポーツクラブ自体を知らない人が多いので、まずは制度の認知度を上げるよう研修会等で取り上げ周知する。

イ. すでに総合型地域スポーツクラブにソフトテニスが参画出来ている成功例をパンフレット等で紹介し、分かりやすく周知する。

⑦傷害補償制度の徹底を図る。

制度の目的、趣旨を会員報・機関誌・ホームページ等を利用して分かり易く伝え制度活用の推進を図る。

⑧ナショナルチーム選手を派遣し、地域のソフトテニス振興と競技力向上に寄与する。

5. ソフトテニスの広報活動

(1)メディア対策を積極的に行う。

①メディアへの積極的な情報提供

②メディア対応マニュアルの作成と活用

(2)テレビ放映の充実を図る。

①テレビ放映の充実・発展

全日本選手権大会の NHK テレビ放送を継続実施し、他局においてもソフトテニスを取り上げられるように情報提供を行う。

②オンデマンドによる LIVE 配信の実施

平成 30 年度に試行的に実施したオンデマンド放映を継続実施する。

(3)大会日程情報検索アプリへの情報提供

(4)ホームページの運営

①即時性の推進

②動画配信の推進

③試合経過の配信

④スマートフォン対応実施

(5)広報誌発行

①機関誌「ソフトテニス」を毎月発行し、充実を図る。

②購読者数の増加策を検討する。

機関誌を多くの方に知っていただくために日本連盟主催大会プログラムに大会結果の掲載告知と日本連盟が発行している機関誌のPRを掲載する。

③会員報を年 2 回発行する。

④大会記録集を年1回発行する。

(6)ソフトテニスの歌の活用推進

ソフトテニスの歌「ウィニングショット」及びソフトテニス応援歌「青空背負って」の活用を推進する。

(7)加盟団体における広報活動の推進

①広報担当者会議の開催

②加盟団体における広報活動の情報交換の推進

(8)ロゴマーク及びキャラクター(そふていー)の活用

(9) 広報活動の更なる推進に向けて長期的展望に立った広報活動の研究を行う。

6. ソフトテニスの表彰・顕彰

(1) 各種表彰を現行の表彰基準により次のとおり行う。

- ①国内関係表彰
 - ア. 本部功労者
 - イ. 支部功労者
 - ウ. 優秀監督および優秀選手
 - エ. 優良団体
 - オ. ランキング
 - カ. 国内大会入賞者

②国際大会入賞

③特別功労者または団体

④その他、特に必要と認められたもの

(2) ランキング制度の見直しを行い、改訂を検討する。

7. ソフトテニスの技術等級・指導員資格認定

(1) ソフトテニス愛好する者に自己の実力を確かめ、さらに技術を向上するための目標を与えることを目的として、技術等級制度規程に基づき、次の事業を実施する。

- ①名誉指導員の認定
- ②技術等級の認定(大会実績、検定会)
- ③技術等級システムを活用して認定手続きと資格者管理の効率化を推進する。
- ④技術等級制度自体の周知を図る。

8. ソフトテニスの審判員資格認定

(1) 公認審判員規程に基づき、次の事業を実施する。

- ① マスターレフェリーの認定(50歳以上)
- ② マスターアンパイヤーの認定(50歳以上)
- ③ 1級審判員の認定(新規、更新)、及び検定会・研修会の実施
審判員の資質向上を図るため1級審判員を検定会にて新規に認定し、6年の資格有効期間を更新するための研修会を各ブロックで開催し、継続的に養成する。
- ④ 2級審判員の認定(新規、更新、ジュニア審判員からの移行)
- ⑤ ジュニア審判員(中学3年生以下)の認定
- ⑥ 2級審判員研修資料の提供
- ⑦ 審判検定会・研修会での資料(パワーポイント)を活用し、講習内容の統一と審判員のさらなる資質向上を図る。

(2) 審判員の普及促進と資質向上のため次の事業を推進する。

- ① 審判員派遣規程の作成
日本連盟主催大会を開催するにあたり、開催支部から審判員の派遣要請があった場合の派遣規程を作成する。
- ② 審判技術DVDを積極的に活用する。
- ③ ジュニア審判員(中学3年生以下)の普及促進
ア. ジュニア審判マニュアルを活用し、ジュニア審判員普及の促進と審判技術の向

上を図る。

イ。「ソフトテニス ルール(きまり)とマッチ(試合)の進め方」(ジュニア審判マニュアル低学年用)を活用し、小学生低学年向けにルールの理解の促進を図る。

ウ。ジュニア審判員検定会に使用する資料を作成し、講習内容の統一と資質向上を図る。

④ 審判システムの活用

審判システムの各種チェック機能の改善を図り、認定手続きと資格者管理の効率化を推進する。

⑤ 全国審判委員長会議の開催

審判上の諸問題、ルールの解釈等を研究、討議し、支部での審判員の養成及び資質向上事業に役立てるため全国審判委員長会議を開催する。

⑥ 選手への研修

トッププレイヤーとして模範となるよう競技規則・審判規則の理解を深めるため、競技力向上事業の中で選手に研修を実施する。

(3) 国際ソフトテニス連盟(以下ISTF)やアジアソフトテニス連盟(以下ASTF)における中心的なリーダー国として国際競技規則との整合性を図ると共に、英語版審判技術マニュアル(DVD)等を活用して国際普及の推進に協力する。

9. ソフトテニス用具・用品、施設認定

(1) 愛好者・競技者が安全で快適にプレーができるよう用具・用品、施設の公認に関し、次の事業を行う。

① 新規公認・更新手続きの承認

② ラケットの証紙、ネットの証布の発行

10. ソフトテニスの医科学研究事業

(1) 普及発展のため、学術的な貢献をする。

① 研究結果を活用し、資質向上に努めるため、要望に応じて日本連盟主催事業や加盟団体主催事業への講師をする。

② 競技者の健康増進のための事業を推進する。

ア. ソフトテニスにおける傷害を研究し、その予防法について発信する。

イ. ソフトテニス選手に適した栄養について研究し、その結果を一般競技者に発信する。

ウ. ソフトテニス競技者をサポートする医療ネットワークを構築し情報を共有し競技特性に適した医療をどこでも受けられるようにする。

③ トレーナーの資質向上と競技者の健康増進のための事業を推進する。

ア. 大会会場でトレーナーブースを設営し、参加者のコンディショニングに寄与する。

イ. トレーナーの発掘育成のため、各都道府県で活動するトレーナーについて調査をする。

ウ. 資質向上のため、各地で活動するトレーナーを対象とした講習会開催を検討する。

④ アンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動及び検査を実施する

ア. 日本アンチ・ドーピング機構と連携し、国内大会でドーピング検査を実施する。

イ. ホームページや大会要項、広報誌等に情報掲載をする。

- ウ. 選手、指導者、選手の家族等へのアンチ・ドーピング教育について検討する。
 - エ. 日本アンチ・ドーピング機構と連携し、アウトリーチ活動(アンチ・ドーピングについての広報活動)を実施する。
 - オ. 国際連盟及びアジア連盟と連携してアンチ・ドーピング活動を推進する。
- ⑤ 調査・研究結果を医科学研究報告書として作成し、配布する。

II. ソフトテニスの競技力向上事業

1. ソフトテニスの競技力向上、医科学研究調査

(1) 競技力向上

世界No.1を目指した競技力向上に関し、次の事業を実施する。

① 競技者育成プログラムを推進する。

ア. 一貫指導システムの構築を図り、競技者育成プログラムをStep-1 からStep-5 の過程を経て実施することにより、競技力を向上させる。

- ・Step-1、2 ・47 都道府県で強化を実施(各都道府県に 400,000 円を助成)
- ・Step-3 ・8 ブロックで強化合宿兼選考会を実施(8 月下旬～9 月上旬予定)
- ・Step-4 ・宮崎市で強化合宿兼選考会及びジュニアジャパンカップを実施
- ・Step-5 ・全日本U-14、U-17、U-20 として強化合宿を実施

イ. 指導教本(DVD 付き)を活用して、競技力向上と普及指導を図る。

② 日本代表チームの強化合宿を実施する。(男女各 4～5 回)

③ ナショナルチームの強化合宿を実施する。(男女各 2 回)

④ 全日本U-14、U-17、U-20 の強化合宿を実施する。(男女各 2～3回)

⑤ 競技力向上のための国際大会派遣及び海外遠征を行う。

⑥ 強化スタッフを各種大会に視察派遣する。

⑦ 強化委員会と強化スタッフ、指導委員会、医科学委員会との連携を強化する。

⑧ 競技力向上のための調査・研究を推進する。

外国の中心選手の情報収集と分析を計画的に行い、世界No.1を目指しての戦略をたてる。

⑨ 競技力向上のため、医科学サポートを活用する。

ア. データ分析等のフィードバックを受ける。

イ. 国際大会等に帯同し、撮影及び各種データを分析する。

ウ. メディカルチェック及び栄養調査を実施し、改善点などを指導する。

エ. アンチ・ドーピング教育を推進する。

オ. 試合映像の管理等について検討する。

カ. 科学的な分析能力を有する選手を育てるため、スポーツ科学部会と連携し、情報を共有する。

⑩ 競技者の資質向上のため、競技規則、審判規則、マナー等に関する研修会の実施を検討する。

(2) 医科学研究調査

競技力向上のための医科学サポートを推進する。

ア. 競技者育成プログラム Step-3 および Step-4 にトレーナーを派遣し、指導する。

イ. 合宿および国際大会に帯同し、撮影・分析・フィードバックを行う。

- ウ. 情報収集と分析により、戦略構築に寄与する。
- エ. 科学的な分析能力を有する選手育成のため、合宿および国際大会に帯同し指導するとともに、強化スタッフと情報を共有する。

2. ソフトテニスの指導者育成

(1) 指導者養成

① 指導者養成事業の推進

ソフトテニス競技の振興と競技力向上にあたる指導者の資質と指導力の向上およびスポーツ指導活動の促進と指導体制の確立を図る事を目的に以下を行う。

- ア. 公認スポーツ指導者制度の変更に伴い、専門科目を改訂する。
- イ. 新制度のカリキュラムを指導できる指導者を育成・確保する。
- ウ. 指導員養成講習会及び上級指導員養成講習会(各都道府県連盟)を「公認スポーツ指導者養成マニュアル」を活用して積極的に実施し、公認スポーツ指導者の拡大を図り、地域の普及活動を充実させる。
- エ. 公認スポーツ指導者養成マニュアルの改訂版を作成する。
- オ. 専門学校において専門学校生徒対象指導員養成講座を実施し、指導員の養成に努める。
- カ. 「ソフトテニス指導マニュアルジュニア編」の改訂版発刊に向けての準備を進める。
- キ. 中学及び高校等でソフトテニス未経験の顧問や指導者を対象とした講習会開催を各支部への要請、指導内容の提供や講師派遣について検討する。

② 全国小学生・中学生・高校生指導者の合同研修会

小学生、中学生、高校生のソフトテニス活動における課題の改善について検討する。(中体連・高体連との連携を図る。)

- ア. 競技者育成プログラム(一貫指導システム)による競技力の向上(競技者育成プログラム推進委員会との連携を図る。)
- イ. スポーツ活動を通しての環境保全ならびに青少年の健全育成と暴力根絶の徹底(総務委員会との連携を図る。)
- ウ. 映画・漫画等の活用による愛好者の増加対策。(ジュニアを対象とする。)
- エ. 医科学委員会による報告書等の解説

③ 指導者バンク(日本連盟)の確立及び推進

- ア. 指導者バンクのデータベース化に取り組み、現状把握と有効に活用できるよう具体的施策を確立する。
- イ. 競技者育成プログラム(Step-3、4、5)を推進するための公認指導者を確保する。

④ 各支部における指導者バンク(地域)の設置を促進する。

Ⅲ. ソフトテニスの国際振興事業

1. ソフトテニスの国際振興

(1) 国際普及活動の推進を図る。

- ① 国際組織(ISTF、ASTF)内での指導的立場に基づく国際性の向上
- ② 普及対象国への指導者、選手の派遣体制と制度化の検討
- ③ 海外の指導者及び選手の受け入れ体制と制度化の検討
 - ア. 受け入れ可能な国内の団体をリスト化する。

- イ. 受入れ団体への支援金を検討する。
 - ④ ジュニア、シニア等の交流促進
 - ⑤ 国際競技規則の整合性の検討
 - ⑥ 用具の提供、流通の促進
 - ⑦ 普及指導用諸教材を活用して、普及活動を促進
 - ア. 紹介用プレゼンテーションDVD、紹介用パンフレットを活用する。
 - イ. 指導用DVDブックを活用し、ソフトテニスの指導法を広める。
 - ウ. 英語版審判技術マニュアル(DVD)の活用
 - エ. 指導教本のDVDとソフトテニスの漫画・映画を翻訳し、普及活動に活用する。
 - ⑧ 国際普及親善活動に結びつく、支部活動に対する「国際親善大会補助費」の助成
 - ア. 国際親善・交流を目的とした大会開催または派遣等の活動を行った支部に対し、1事業 50,000 円を補助する。
 - イ. 国際都市親善・友好都市提携等の調査を行い、都市間交流によるソフトテニス普及を図る。
 - ⑨ 競技力向上および国際振興を目的として、日本連盟の認めた大会に個人参加する選手に対し助成する。
 - ア. アジア地域の大会に出場する者 1 名につき 30,000 円
 - イ. アジア地域以外の大会に出場する者 1 名につき 50,000 円
 - ⑩ 国際組織(ISTF、ASTF)加盟国からの支援・賛同を推進し、日本のポジションの更なる向上を図る。
 - ア. 各加盟国が開催する国際大会には積極的な選手派遣を推進する。
 - イ. 海外大会に個人で自費参加する選手を支援するため、増額を検討する。
 - ⑪ 地域別、年齢別の普及対策の検討
 - ア. 普及対象国を地域別に整理し普及対策を検討
 - イ. ワールドマスターズゲームズ参加者増を目指して海外へのアピールを積極的に行う。
 - ⑫ 大学生の国際大会開催推進
- (2) 国際指導体制、審判体制等の充実を図る。
- ① 国際指導員制度(ASTF)の推進
 - ② 国際審判員制度(ASTF)の推進
 - 国際審判員養成講習会を検討する。
 - ③ ISTF、ASTFのアンチ・ドーピング活動の推進
- (3) 国際大会の開催促進に協力する。
- ISTFおよびASTF等の主催する大会について、その準備や開催について積極的に協力する。
- (4) 国際組織(ISTF、ASTF)への活動を活発に行う。
- ① 加盟各国の協力体制、財政基盤の確立、組織運営の検討
 - ② ISTFの課題や運営面について、日本の考えや立場の意見統一
 - ③ 国際大会参加に向けての積極的な活動及び支援
 - ④ 国際ルール改訂に向けての検証と実施
 - ⑤ 国際版ホームページの活用と推進

〔各事業を推進するための組織と財政の強化、共通施策〕

I. 組織と財政の強化を推進する。

1. 公益財団法人としての高い社会的信用を維持し、公益目的事業を行うために青少年の健全育成および環境と教育に取り組む。

(1) 青少年の健全育成

ソフトテニスを通じて環境保全を図っていくとともに、自己責任及びフェアプレイの精神を身につけ、マナーを重んじる教育を推進し、青少年の健全育成を図っていく。

(2) 環境問題への取組

「環境宣言『来た時よりも美しく』フェアプレイ宣言『ありがとう あなたの笑顔とそのマナー』」の横断幕の日本連盟主催大会会場及び各支部大会での掲示やプログラムへの掲載を行い、環境とマナーの向上を図る。大会会場でのごみ問題への取り組みを行う。

(3) ボールの再利用の研究を行う。

製造メーカーなど専門家と協力しボールの再利用について検討する。

(4) スポーツマンとしての倫理教育、青少年の健全育成の推進

スポーツ活動を通して青少年の自己責任やフェアプレイの精神などを身につけると共に、仲間との交流を通じて、コミュニケーション能力の育成や他人に対する思いやりなど、豊かな人間性を育てる青少年の健全育成に取り組むと共にソフトテニスが誰にでも誇れる格調高い競技として発展していくことを目指す。

① 試合終了後の握手の励行を更に徹底推進する。

② ワッペン着用、審判をする時の姿勢・態度等 審判員のマナーの向上を図る。

③ 「フェアプレイで日本を元気に」フェアプレイ宣言キャンペーン活動の継続推進。

④ 公益社団法人マナーキッズプロジェクトと連携し、ショートテニスを通じて日本の伝統的な礼法を体験させ、＜体・徳・知＞バランスのよい子供を育てる。

(5) マナーBOOK を広くPRしていくと同時に、より読みやすく、より普及しやすい内容の改訂版を検討する。また、抜粋版を作成し活用する。

(6) マナーチェックシートを活用し、各支部でのマナー向上の推進を図る。

2. 暴力根絶の徹底

ア. 「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に従い、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の精神に則り、暴力の根絶の徹底を図る。

イ. 暴力の根絶徹底のため、通報窓口と指導基本規程違反の処理機関として、各支部に設置した違反救済申立処理委員会、日本連盟に設置した違反救済審査委員会を通して相談を受け入れ、指導基本規程に従った対応をしていく。

3. 競技人口の増加対策について

競技人口増加を目的とし、現状把握調査と分析を行う。

(1) 小学生、中学生、高校生、大学生の競技継続状況と推移について、各対策プロジェクトと連携し、調査する。

(2) 調査内容を分析し、増加対策を検討する。

(3) 推進キャンペーンや交流大会など、具体的事業を計画する。

4. 会員登録制度の推進を図る。

(1) 会員登録制度の充実

- ① 制度の周知徹底を図り会員登録をさらに推進する。
- ② データ分析により課題を整理し対策を検討、会員数増を図る。

(2) 会員登録手続きの効率化

- ① 会員登録システムの活用を向上し、事務効率化を図る。
- ② 会員登録システム担当者引継袋の利用を徹底し、登録事務引継の円滑化を図る。
- ③ 会員登録システムに連動し、審判、技術等級の認定管理を行う。
- ④ 会員登録システムに連動した日本連盟主催大会申込システムを活用する。
- ⑤ 支部大会申込システムの活用を促進する。
- ⑥ 会員証及び会員報配布を各団体へ直接送付を継続し、支部関係者の事務負担の軽減を図る。
- ⑦ 会員登録納付システムの活用による会費及び大会参加料等の早期かつ正確な納付による円滑な資金管理を推進する。

(3) 会員報の発行

会員登録料の用途及び日本連盟の情報を会員に周知する。

(4) 登録状況の把握と改善

- ① 支部別及び階層別の団体数と会員数等を把握する。
- ② 会員登録有料化からの階層別会員登録推移を検証し、愛好者増加対策等の検討に活用する。

(5) 傷害補償制度の推進

発生事案を把握・分析し、制度の見直しを検討する。

5. 長期基本計画2017(2017年度～2021年度)の計画を着実に推進するとともに検証・評価を行っていき、次期基本計画の骨子を作成する。